

働き方改革推進支援助成金

時間外・休日労働時間の削減を支援する助成金です。令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用される業種等を対象としたコースも継続されます。

コース名	成果目標	助成上限額※
建設事業	①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②所定休日の増加	①150万～250万円 ②100万円
自動車運転の業務	①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②10時間以上の勤務間インターバル制度を新規導入	①150万～250万円 ②150万～170万円
医業に従事する医師	①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 ③医師の働き方改革の推進	①150万～250万円 ②120万～170万円 ③50万円
砂糖製造業(鹿児島県・沖縄県)	36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減	150万～250万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	①36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ②年休の計画的付与制度の整備 ③時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①100万～200万円 ②25万円 ③25万円
勤務間インターバル導入コース	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	100万～120万円

※成果目標の達成状況に基づき助成上限額を算出

※補助率は原則3/4

※賃上げ加算制度あり(3%以上で15万～150万円、5%以上で24万～240万円)

助成対象となる取組は次のとおりです。

- ①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む)、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組

問い合わせ先：都道府県労働局

デジタル推進人材の育成・デジタルリテラシーの向上促進

幅広い人材にデジタルリテラシー習得の機会を創出するための予算です。令和6年度予算でも前年度同規模の540億円が計上されました。

事業概要は以下のとおりです。①と②は令和8年度末までの時限措置です。

- 公共職業訓練(委託訓練)や求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対し、
①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ
②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進
この他、
③中小企業等の在職者を対象とした民間教育訓練機関の生産性向上訓練(DX関連)の機会を拡充
④デジタル分野以外のすべての公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練の訓練コースでも、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身につけることができるよう、訓練を質的拡充

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者や障害者、ひとり親家庭の親、就職氷河期世代などの雇入れを後押しする助成金です。成長分野等人材確保・育成コースで143億円の予算が組まれました。次の場合、高額助成(通常コースの1.5倍)となります。

高額助成の対象	<ul style="list-style-type: none">就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成を行った上で賃金引き上げを行う事業主
---------	--

問い合わせ先：都道府県労働局・ハローワーク

学び・学び直しの支援～教育訓練給付

教育訓練給付に前年度より増額の128億円が充てられました。次の制度があります。

専門実践教育訓練	<ul style="list-style-type: none">雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)の者が厚生労働大臣指定の専門実践教育訓練を受講・修了した場合に、訓練費用の最大70%を支給
教育訓練支援給付金	<ul style="list-style-type: none">専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了見込みのある45歳未満の若年離職者に対し、訓練期間中の受講支援として、基本手当額の80%を訓練受講中に2ヶ月ごとに支給令和6年度末までの暫定措置

問い合わせ先：ハローワーク

業務改善助成金

事業場内でもっとも低い時間給(事業場内最低賃金)を引き上げた場合に受給できる助成金です。令和6年度予算は8.2億円ですが、昨年末の令和5年度補正予算の180億円と合わせると大型予算となります。令和6年度は以下の点が変更されています。

- 特例事業者に関する要件のうち、生産性要件が終了
- 一部の特例事業者に認められていた「関連する経費」が終了
- 1年度内に申請可能な回数が1回までに
- 複数回の事業場内最低賃金の引き上げが対象外に
- 申請期限は令和6年12月27日まで、事業完了期限は、令和7年1月31日まで

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター(電話)0120-366-440

産業雇用安定助成金

在籍型出向により従業員のスキルアップを行い、出向復帰後に賃上げを実施した事業主を助成する「スキルアップ支援コース」に87億円の予算が計上されました。

「事業再構築支援コース」は、新型コロナウイルス感染症拡大以降に大規模実施された事業再構築補助金の一部の枠を対象としており、新たな人材雇用を支援する事業です。令和6年度は経過措置として67億円が充てられています。

問い合わせ先：都道府県労働局・ハローワーク

参考：
厚生労働省：「令和6年度厚生労働省所管予算案関係」<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24syokanyosan/index.html>
「キャリアアップ助成金」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html
「両立支援等助成金」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html
「業務改善助成金」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html